

結 果 の 概 要

I 地方更生保護委員会

1 仮釈放等審理等の開始及び終了

(1) 審理の開始人員（地方更生保護委員会（以下記載を省略。）の2表参照）

令和4年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放等審理等の人員の総数（移送を除く。）は15,149人である。このうち、当年開始人員は12,838人、前年繰越人員（前年末現在審理中人員）は2,311人、仮釈放等審理等の人員総数に占める比率は、当年開始人員が84.7%（小数第2位を四捨五入して算出した。以下同じ。）、前年繰越人員が15.3%となっている。

最近13年間の種別ごとの開始人員の推移は、第1表のとおりであり、仮釈放審理及び少年院仮退院審理ともに減少傾向にある。

第1表 仮釈放等審理等の開始人員の推移

種 別		平成22年	23	24	25	26	27	28
人 員	総 数	20,080	19,703	19,787	18,981	18,083	17,988	17,059
	仮釈放	16,184	16,094	16,310	15,594	14,967	15,118	14,351
	うち、一部猶予	...	...	...	...	...	...	5
	仮出場	-	-	-	-	-	-	-
	少年院仮退院	3,895	3,608	3,476	3,387	3,115	2,870	2,708
	うち、SE・SA対象者	1,018	936	907	788	695	648	499
	うち、特定少年	...	...	...	...	...	...	...
	少年院退院	1	-	-	-	-	-	-
	少年院退院(特定1号)	...	...	...	...	...	...	...
	婦人補導院仮退院	-	1	1	-	1	-	-
指 数	総 数	100	98	99	95	90	90	85
	仮釈放	100	99	101	96	92	93	89
	少年院仮退院	100	93	89	87	80	74	70
	うち、SE・SA対象者	100	92	89	77	68	64	49

種 別		29	30	令和元年	2	3	4	構成比(%)
人 員	総 数	16,709	15,198	15,093	13,732	13,584	12,838	100.0
	仮釈放	14,289	13,053	13,086	11,995	12,091	11,523	89.8
	うち、一部猶予	548	1,186	1,287	1,226	1,180	952	7.4
	仮出場	-	-	-	-	-	1	0.0
	少年院仮退院	2,419	2,145	2,006	1,737	1,492	1,314	10.2
	うち、SE・SA対象者	407	380	327	254	182	156	1.2
	うち、特定少年	...	...	...	...	...	33	0.3
	少年院退院	-	-	1	-	1	-	-
	少年院退院(特定1号)	...	...	...	...	...	-	-
	婦人補導院仮退院	1	-	-	-	-	-	-
指 数	総 数	83	76	75	68	68	64	...
	仮釈放	88	81	81	74	75	71	...
	少年院仮退院	62	55	52	45	38	34	...
	うち、SE・SA対象者	40	37	32	25	18	15	...

- (注) 1 指数は小数第1位を、構成比は小数第2位を、それぞれ四捨五入して算出した(以下同じ。)
- 2 矯正施設の長からの申出によらない審理の開始人員については、本表に含めて計上した。
- 3 「特定少年」は少年法第64条第1項第3号の規定により保護処分に付された者である(以下同じ。)

(2) 審理の終結人員（2表参照）

令和4年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放等審理等の終結人員総数（移送を除く。）は12,977人であり、前年に比べ599人減少している。その内訳は第2表のとおりであり、審理の終結事由別に見ると、仮釈放等を許す旨の決定（表においては「許可」と表示。以下「許可決定」という。）を受けた人員は12,037人（終結人員総数の92.8%）、許可しない旨の判断がされた人員は934人（同7.2%）、うち矯正施設の長からの申出の取下げがあった人員は434人（同3.3%）となっている。

また、「許可」と「許可しない」人員の合計に対する「許可しない（取下げなし）」人員の比率は3.9%となっている。

第2表 仮釈放等審理等の終結人員

種 別		総 数	許 可	許可しない (取下げなし)	許可しない (取下げあり)	その他	「許可しない(取下げ なし)」人員の比率 (%)
人 員	総 数	12,977	12,037	500	434	6	3.9
	仮釈放	11,643	10,712	499	426	6	4.3
	うち、一部猶予	1,009	985	5	19	—	0.5
	仮出場	1	—	1	—	—	100.0
	少年院仮退院	1,333	1,325	—	8	—	—
	うち、SE・SA対象者	158	157	—	1	—	—
	うち、特定少年	24	23	—	1	—	—
	少年院退院	—	—	—	—	—	—
	少年院退院(特定1号)	—	—	—	—	—	—
	婦人補導院仮退院	—	—	—	—	—	—
構 成 比 (%)	総 数	100.0	92.8	3.9	3.3	0.0	...
	仮釈放	100.0	92.0	4.3	3.7	0.1	...
	うち、一部猶予	100.0	97.6	0.5	1.9	—	...
	仮出場	100.0	—	100.0	—	—	...
	少年院仮退院	100.0	99.4	—	0.6	—	...
	うち、SE・SA対象者	100.0	99.4	—	0.6	—	...
	うち、特定少年	100.0	95.8	—	4.2	—	...

(注) 「許可しない(取下げなし)」人員の比率は、従来の「棄却率」に該当する。許可しない(取下げなし)人員／(許可決定人員＋許可しない人員)×100により算出した(以下同じ。)

(3) 許可決定人員の状況（2表参照）

仮釈放等審理等の終結人員のうち、最近6年間の種別ごとの許可決定人員の推移は、第3表のとおりである。許可決定人員総数は減少傾向にある。

第3表 仮釈放等審理等の許可決定人員の推移

種 別		平成29年	30	令和元年	2	3	4	構成比(%)
人 員	総 数	15,429	14,450	13,995	12,946	12,638	12,037	100.0
	仮釈放	13,006	12,273	11,976	11,234	11,113	10,712	89.0
	うち、一部猶予	364	1,085	1,236	1,192	1,120	985	8.2
	仮出場	—	—	—	—	—	—	—
	少年院仮退院	2,422	2,177	2,019	1,712	1,524	1,325	11.0
	うち、SE・SA対象者	413	382	382	257	184	157	1.3
	うち、特定少年	...	...	...	...	...	23	0.2
	少年院退院	—	—	—	—	1	—	—
	少年院退院(特定1号)	...	...	...	...	...	—	—
	婦人補導院仮退院	1	—	—	—	—	—	—
指 数	総 数	100	94	91	84	82	78	...
	仮釈放	100	94	92	86	85	82	...
	少年院仮退院	100	90	83	71	63	55	...
	うち、SE・SA対象者	100	92	92	62	45	38	...

(4) 許可しない（取下げなし）人員の状況（2表参照）

仮釈放等審理の終結人員のうち、最近6年間の種別ごとの許可しない（取下げなし）人員の推移は、第4表のとおりである。許可しない（取下げなし）人員は平成29年以降、減少傾向にあったが、令和3年に増加に転じている。

第4表 仮釈放等審理の許可しない（取下げなし）人員の推移

種 別		平成29年	30	令和元年	2	3	4	構成比(%)
人 員	総 数	597	589	436	416	438	500	100.0
	仮釈放	596	587	429	416	437	499	99.8
	うち、一部猶予	1	7	3	4	8	5	1.0
	仮出場	-	-	-	-	-	1	0.2
	少年院仮退院	1	2	6	-	1	-	-
	うち、SE・SA対象者	-	-	-	-	-	-	-
	うち、特定少年	...	...	...	...	...	-	-
	少年院退院	-	-	1	-	-	-	-
	少年院退院(特定1号)	...	...	...	...	...	-	-
	婦人補導院仮退院	-	-	-	-	-	-	-
指 数	総 数	100	99	73	70	73	84	...
	仮釈放	100	98	72	70	73	84	...
	少年院仮退院	100	200	600	-	100	-	...

最近6年間の種別ごとの「許可しない(取下げなし)」人員の比率の推移は、第5表のとおりである。令和4年における「許可しない(取下げなし)」人員の比率は3.9%（前年は3.2%）となっている。

第5表 仮釈放等審理の「許可しない(取下げなし)人員」の比率の推移

種 別	平成29年	30	令和元年	2	3	4
総 数	3.6	3.8	2.9	3.0	3.2	3.9
仮釈放	4.2	4.4	3.3	3.4	3.6	4.3
うち、一部猶予	0.3	0.6	0.2	0.3	0.7	0.5
少年院仮退院	0.0	0.1	0.3	-	0.1	-
うち、SE・SA対象者	-	-	-	-	-	-
うち、特定少年	...	...	...	...	...	-
少年院退院	-	-	100.0	-	-	-
少年院退院(特定1号)	...	...	...	...	...	-
婦人補導院仮退院	-	-	-	-	-	-

(5) 仮釈放許可決定人員の刑の執行状況（19表、21表参照）

令和4年における仮釈放許可決定人員10,712人のうち、定期刑の執行を受けた者は10,692人であり、これらの執行すべき刑期に対する出所までの執行期間の割合（以下「刑の執行率」という。）を執行すべき刑期別に示したものが、第6表である。

総数を見ると、刑の執行率70%以上の者の比率が許可決定人員全体の98.8%となっている。

第 6 表 定期刑仮釈放許可決定人員の刑の執行率

執行すべき刑期		総 数	59%以下	60～69%	70～79%	80～89%	90%以上
人 員	総 数	10,692	2	130	2,018	4,927	3,615
	1年以内	927	－	4	129	430	364
	2年以内	3,865	1	55	869	1,959	981
	3年以内	3,312	1	39	686	1,589	997
	5年以内	1,953	－	31	308	811	803
	5年を超える	635	－	1	26	138	470
構 成 比 (%)	総 数	100.0	0.0	1.2	18.9	46.1	33.8
	1年以内	100.0	－	0.4	13.9	46.4	39.3
	2年以内	100.0	0.0	1.4	22.5	50.7	25.4
	3年以内	100.0	0.0	1.2	20.7	48.0	30.1
	5年以内	100.0	－	1.6	15.8	41.5	41.1
	5年を超える	100.0	－	0.2	4.1	21.7	74.0

(注) 19 表参照

定期刑仮釈放許可決定人員についての最近 6 年間の刑の執行率の構成比の推移は、第 7 表のとおりである。刑の執行率が比較的低い（69%以下）者の構成比を見ると、極めて低い水準で推移している。

第 7 表 定期刑仮釈放許可決定人員の刑の執行率の構成比の推移

刑の執行率	平成29年	30	令和元年	2	3	4
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
59%以下	－	－	0.0	0.0	0.0	0.0
60～69%	1.2	1.4	1.8	1.5	1.3	1.2
70～79%	17.9	19.6	18.9	19.0	18.9	18.9
80～89%	45.5	45.9	45.3	44.3	45.0	46.1
90%以上	35.3	33.1	33.9	35.1	34.7	33.8

(注) 19 表参照

仮釈放許可決定人員のうち、無期刑の執行を受けた者の、最近 6 年間の受刑在所期間別の推移は、第 8 表のとおりである。

第 8 表 無期刑仮釈放許可決定人員の受刑在所期間別の推移

年 次	総 数	10年以内	12年以内	13年以内	14年以内	15年以内	16年以内	17年以内	18年以内	20年以内	20年を超える
平成29年	12	1	1	－	－	－	－	－	－	－	10
30	12	1	－	－	－	－	1	－	－	－	10
令和元年	16	－	－	－	1	－	－	－	－	－	15
2	14	1	1	1	－	1	－	－	－	－	10
3	8	－	－	－	1	－	－	－	－	－	7
4	6	－	1	－	－	－	－	－	－	－	5

(注) 1 仮釈放を取り消され、再び刑の執行を受けた場合の在所期間は、その取消し後に執行した期間による。

2 21 表参照

2 審理再開事由等通知の受理及び処理（23 表参照）

令和 4 年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った審理再開事由等通知（仮釈放等の許可決定から当該決定による釈放までの間に、規律違反その他の特別の事情が生じたとき、矯正施設の長等が地方更生保護委員会に通知するもの。）の受理人員総数（前年繰越しを含む。）は 548 人（前年は 535 人）であり、その種別ごとの内訳（前年繰越しを含む。）は、仮釈放審理再開事由等通知が 506 人（同 503 人）、少年院仮退院審理再開事由等通知が 42 人（同 32 人）である。

審理を再開した人員は 531 人（前年は 515 人）、審理を再開しなかった人員は 12 人（同 16 人）であり、そのうち審理を再開しなかったものの、特別遵守事項を定め、又は変更すべき事情が生じたと認めた人員は 9 人である。

審理再開後の措置について、仮釈放等許可決定を受けた人員は 369 人、許可しない旨の判断がされた人員は 159 人である。

3 仮釈放の取消し等の審理の開始及び終結（25 表参照）

令和 4 年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放の取消し等の審理（保護観察中の者の行状により、期間途中で保護観察を終了又は矯正施設へ収容させる措置の要否等について審理するもの。）の開始人員総数は 779 人（前年は 805 人）である。これを種別ごとに見ると、仮釈放取消しが 360 人（開始人員総数の 46.2%）、保護観察停止が 146 人（同 18.7%）、保護観察停止解除が 59 人（同 7.6%）、戻し収容が 6 人（同 0.8%）、少年院仮退院中の退院が 124 人（同 15.9%）、保護観察仮解除が 83 人（同 10.7%）となっている。

最近 6 年間の仮釈放の取消し等の審理の開始人員の推移は、第 9 表のとおりである。

第 9 表 仮釈放の取消し等の審理の開始人員の推移

種 別		平成29年	30	令和元年	2	3	4
人	総 数	1,505	1,373	1,137	1,070	805	779
	仮釈放取消し	571	557	449	508	379	360
	保護観察停止	232	207	184	207	137	146
	保護観察停止解除	90	88	79	84	46	59
	保護観察停止取消し	－	－	－	2	2	－
	不定期刑終了	－	－	－	－	－	－
	戻し収容	10	5	12	4	8	6
	少年院仮退院取消し	...	...	...	...	...	－
	退 院	427	367	273	185	146	124
	保護観察仮解除	169	140	131	79	84	83
	保護観察仮解除取消し	6	9	9	1	3	1
指 数	総 数	100	91	76	71	53	52
	仮釈放取消し	100	98	79	89	66	63
	保護観察停止	100	89	79	89	59	63
	保護観察停止解除	100	98	88	93	51	66
	戻し収容	100	50	120	40	80	60
	退 院	100	86	64	43	34	29
	保護観察仮解除	100	83	78	47	50	49
	保護観察仮解除取消し	100	150	150	17	50	17

また、令和 4 年における仮釈放の取消し等の審理の終結人員総数は 782 人であり、前年に比べ 2.9%（23 人）減少している。終結事由別内訳を見ると、申出等について理由ありとして認められたものが 762 人（終結人員総数の 97.4%）、理由なしとしたものが 20 人（同 2.6%）となっている。

Ⅱ 保護観察所

1 保護観察の開始

(1) 開始人員の推移（保護観察所（以下記載を省略。）の3～11表参照）

最近13年間の種別ごとの開始人員の推移は、第10表のとおりである。

令和4年において、全国の保護観察所で取り扱った保護観察の人員の総数（移送を除く。）は48,641人であり、このうち、当年開始人員は23,996人、前年繰越人員（前年から継続して保護観察中の人員）は24,645人である。

種別ごとの開始人員を見ると、1号観察（保護観察処分少年）は9,108人（開始人員の38.0%）、2号観察（少年院仮退院者）は1,359人（同5.7%）、3号観察（仮釈放者）は10,636人（同44.3%）、4号観察（保護観察付執行猶予者）は2,893人（同12.1%）、5号観察（婦人補導院仮退院者）は0人（同0.0%）となっている。また、1号観察のうち、短期保護観察の開始人員は829人（1号観察開始人員の9.1%）、交通短期保護観察（以下「交通短期」という。）の開始人員は1,997人（同開始人員の21.9%）特定1号の開始人員は2,712人（同開始人員の29.8%）、更生指導の開始人員は1,138人（同開始人員の12.5%）となっており、2号観察のうち、特定2号の開始人員は18人（2号観察開始人員の1.3%）、3号観察のうち、一部猶予の開始人員は1,001人（3号観察開始人員の9.4%）、4号観察のうち、一部猶予の開始人員は1,233人（4号観察開始人員の42.6%）となっている。

開始人員総数は減少傾向にあり、令和4年は前年に比べ6.4%（1,627人）減少している。

なお、令和4年における交通短期及び更生指導を除く開始人員20,861人における女子の比率は、12.3%（2,572人）であり、近年10%前後で推移している。

第 10 表 保護観察の開始人員の推移

種 別		平成22年	23	24	25	26	27	28	29
人 員 数	総 数	47,562	45,199	44,056	42,117	39,995	38,103	35,341	32,538
	1号観察	25,525	23,580	22,557	20,811	19,599	18,202	16,304	14,465
	うち、短期	3,668	3,595	3,295	2,995	2,871	2,480	2,031	1,839
	うち、交通短期	9,485	8,276	7,809	7,327	6,701	6,334	5,981	5,206
	うち、特定1号	…	…	…	…	…	…	…	…
	うち、更生指導	…	…	…	…	…	…	…	…
	2号観察	3,883	3,601	3,421	3,428	3,122	2,871	2,743	2,469
	うち、SE・SA対象者	1,017	903	896	757	697	601	477	420
	うち、特定2号	…	…	…	…	…	…	…	…
	3号観察	14,472	14,620	14,700	14,623	13,925	13,570	13,260	12,760
	うち、一部猶予	…	…	…	…	…	…	0	283
	4号観察	3,682	3,398	3,376	3,255	3,348	3,460	3,034	2,843
	うち、一部猶予	…	…	…	…	…	…	0	248
	5号観察	－	－	2	－	1	－	－	1
	総 数	100	95	93	89	84	80	74	68
指 数	1号観察	100	92	88	82	77	71	64	57
	うち、短期	100	98	90	82	78	68	55	50
	うち、交通短期	100	87	82	77	71	67	63	55
	2号観察	100	93	88	88	80	74	71	64
	うち、SE・SA対象者	100	89	88	74	69	59	47	41
	3号観察	100	101	102	101	96	94	92	88
	4号観察	100	92	92	88	91	94	82	77
	5号観察	100	92	92	88	91	94	82	77
種 別		平成30年	令和元年	2	3	4	構成比 (%)	男	女
人 員 数	総 数	30,845	29,187	27,204	25,623	23,996	100.0	18,289	2,572
	1号観察	12,945	11,827	10,733	9,932	9,108	38.0	5,264	709
	うち、短期	1,582	1,370	1,335	1,105	829	3.5	733	96
	うち、交通短期	4,434	4,026	3,508	3,416	1,997	8.3	…	…
	うち、特定1号	…	…	…	…	2,712	11.3	1,750	237
	うち、更生指導	…	…	…	…	1,138	4.7	…	…
	2号観察	2,146	2,053	1,692	1,560	1,359	5.7	1,234	125
	うち、SE・SA対象者	362	315	236	176	158	0.7	149	9
	うち、特定2号	…	…	…	…	18	0.1	17	1
	3号観察	12,299	11,640	11,195	10,830	10,636	44.3	9,324	1,312
	うち、一部猶予	992	1,198	1,201	1,090	1,001	4.2	857	144
	4号観察	3,455	3,667	3,584	3,301	2,893	12.1	2,467	426
	うち、一部猶予	974	1,419	1,496	1,325	1,233	5.1	1,063	170
	5号観察	－	－	－	－	－	－	…	…
	総 数	65	61	57	54	50	…	…	…
指 数	1号観察	51	46	42	39	36	…	…	…
	うち、短期	43	37	36	30	23	…	…	…
	うち、交通短期	47	42	37	36	21	…	…	…
	2号観察	55	53	44	40	35	…	…	…
	うち、SE・SA対象者	36	31	23	17	16	…	…	…
	3号観察	85	80	77	75	73	…	…	…
	4号観察	94	100	97	90	79	…	…	…
	5号観察	94	100	97	90	79	…	…	…

(注) 1 令和4年の男女の列において、総数、1号観察及び1号観察うち特定1号の行に、交通短期及び更生指導は含まれない。

2 3～7表参照

(2) 来日外国人の開始人員（24 表 参照）

令和 4 年における交通短期及び更生指導を除く開始人員のうち、来日外国人の種別ごとの開始人員は、第 11 表のとおりである。

第 11 表 来日外国人の開始人員

種 別	総 数	1号観察							2号観察				3号観察			4号観察			
		計	一般	交通	短期	特定1号 (一般)	特定1号 (交通)	特定1号 (短期)	計	SE・SA 対象者以外		SE・SA対象者		計	全部実刑	一部猶予	計	一部猶予	全部猶予
										特定2号を除く	特定2号	特定2号を除く	特定2号						
開始人員の総数	20,861	5,973	2,440	871	675	1,298	535	154	1,359	1,201	0	140	18	10,636	9,635	1,001	2,893	1,233	1,660
来日外国人	270	80	37	10	3	21	8	1	24	23	0	1	0	153	149	4	13	5	8
来日外国人の割合(%)	1.3%	1.3%	1.5%	1.1%	0.4%	1.6%	1.5%	0.6%	1.8%	1.9%	-	0.7%	-	1.4%	1.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%

(3) 罪名・非行名（8～11 表 参照）

令和 4 年における交通短期及び更生指導を除く開始人員の種別ごとの罪名・非行名別の人員は、第 12 表のとおりである。

種別ごとの内訳を見ると、1 号観察では多い方から窃盗、道路交通法、傷害、2 号観察では窃盗、傷害、詐欺、3 号観察では窃盗、覚醒剤取締法、詐欺、4 号観察では覚醒剤取締法、窃盗、傷害の順となっている。

第 12 表 開始人員の罪名・非行名

罪名・非行名	1号観察			2号観察			3号観察			4号観察		
	人員	構成比(%)		人員	構成比(%)		人員	構成比(%)		人員	構成比(%)	
総 数	5,973	100.0	(100.0)	1,359	100.0	(100.0)	10,636	100.0	(100.0)	2,893	100.0	(100.0)
刑法犯	4,021	67.3	(66.1)	993	73.1	(79.4)	6,627	62.3	(63.5)	1,240	42.9	(45.0)
強制わいせつ・強制性交等	190	3.2	(2.8)	72	5.3	(5.7)	314	3.0	(2.9)	130	4.5	(5.1)
殺人	-	-	(0.1)	18	1.3	(0.6)	124	1.2	(1.1)	21	0.7	(0.8)
傷害	913	15.3	(14.8)	257	18.9	(19.0)	330	3.1	(3.1)	150	5.2	(4.7)
業務上過失致死傷	371	6.2	(7.3)	30	2.2	(1.9)	158	1.5	(1.7)	25	0.9	(1.4)
窃盗	1,515	25.4	(23.6)	319	23.5	(28.3)	3,558	33.5	(34.2)	592	20.5	(20.5)
強盗	25	0.4	(0.6)	76	5.6	(7.7)	289	2.7	(3.0)	27	0.9	(1.2)
詐欺	210	3.5	(4.5)	106	7.8	(7.3)	1,248	11.7	(11.9)	76	2.6	(2.6)
恐喝	144	2.4	(2.8)	40	2.9	(3.5)	57	0.5	(0.5)	9	0.3	(0.7)
暴力行為等処罰に関する法律	40	0.7	(0.6)	6	0.4	(0.4)	33	0.3	(0.2)	13	0.4	(0.3)
その他	613	10.3	(9.0)	69	5.1	(4.9)	516	4.9	(5.0)	197	6.8	(7.8)
特別法犯	1,904	31.9	(32.9)	314	23.1	(17.6)	4,009	37.7	(36.5)	1,653	57.1	(55.0)
覚醒剤取締法	25	0.4	(0.4)	61	4.5	(2.8)	3,194	30.0	(29.3)	1,342	46.4	(44.2)
道路交通法	1,046	17.5	(18.0)	73	5.4	(5.1)	379	3.6	(3.0)	81	2.8	(2.8)
毒物及び劇物取締法	-	-	(0.0)	-	-	(0.1)	11	0.1	(0.2)	3	0.1	(0.4)
その他	833	13.9	(14.5)	180	13.2	(9.7)	425	4.0	(4.1)	227	7.8	(7.6)
ぐ犯	48	0.8	(1.0)	49	3.6	(2.8)	...	...	...	...	...	...
施設送致申請	-	-	(-)	3	0.2	(0.2)	...	...	...	...	...	...

(注) 1 「強制わいせつ・強制性交等」には強制わいせつ・同致死傷及び強制性交等・同致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「業務上過失致死傷」には重過失致死傷及び過失運転致死傷を、「強盗」には強盗致死傷、強盗・強制性交等及び同致死を、それぞれ含む。

2 構成比の（ ）内は、前年の構成比である。

(4) 保護観察期間（12 表 参照）

令和 4 年における交通短期及び更生指導を除く開始人員の種別ごとの保護観察期間は、第 13 表のとおりである。

種別ごとの保護観察期間を見ると、特定 1 号を除く 1 号観察は、原則として保護観察処分の言渡しの日から本人が 20 歳に達するまでであり、特定 1 号は 2 年間であることから、保護観察期間が比較的長い者の占める比率が高くなっている。

3 号観察は、仮釈放を許す旨の決定による釈放の日から残刑期間が満了するまでであり、第 6 表のとおり刑の執行率も比較的高い者が多いことから、執行猶予期間が保護観察の期間となる 4 号観察の期間等と比較して保護観察期間の短い者が多い。また、3 号観察の中でも、入所度数が増加するにつれて刑

の執行率も高くなる傾向があることから、入所度数が増加するに従って保護観察期間の短い者の占める比率が高くなる傾向にある。

2号観察も、少年院からの仮退院を許す旨の決定による釈放の日から仮退院期間が満了するまで（特定2号は家庭裁判所が決定した期間が満了するまで、その他は通常20歳に達するまで）であるため保護観察期間は一律ではない。

なお、ここでいう保護観察期間とは保護観察開始時に定められている期間であり、必ずしもこの期間の全部にわたって保護観察が実施されるわけではなく、保護観察開始後の行状等によっては、途中で保護観察の解除、退院、仮釈放の取消し、刑の執行猶予の言渡しの取消しなどの措置がとられることがある（第 16 表以下を参照）。

第 13 表 開始人員の保護観察期間

種 別		総 数	1月 以内	2月 以内	3月 以内	6月 以内	1年 以内	2年 以内	3年 以内	4年 以内	5年 以内	5年を 超える	無 期	
人	総 数	20,861	550	1,906	2,005	4,547	2,248	4,599	2,241	1,569	991	199	6	
	1号観察	5,973	-	-	-	-	-	3,016	1,317	875	570	195	...	
	うち、特定1号	1,987	-	-	-	-	-	1,987	...	...	...	...	...	
	2号観察	1,359	15	10	105	417	220	289	177	98	24	4	...	
	SE・SA対象者以外（特定2号除く）	1,201	15	10	102	403	180	240	148	81	20	2	...	
	SE・SA対象者以外（特定2号）	-	-	-	-	-	-	-	-	...	...	...	...	
	SE・SA対象者（特定2号除く）	140	-	-	3	14	36	36	28	17	4	2	...	
	SE・SA対象者（特定2号）	18	-	-	-	-	4	13	1	...	...	...	...	
	3号観察	10,636	535	1,896	1,900	4,130	2,001	162	6	-	-	-	6	
	一部猶予	1,001	80	193	246	336	141	3	2	-	-	-	-	
員	入 所 度 数	初 度	5,462	177	658	584	2,205	1,678	151	5	-	-	4	
		2 度	1,718	108	369	422	673	138	8	-	-	-	-	
		3 度	1,072	63	237	258	433	79	1	-	-	-	1	
		4度以上	2,384	187	632	636	819	106	2	1	-	-	1	
		不 詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	4号観察	2,893	-	-	-	-	27	1,132	741	596	397	...	...	
	一部猶予	1,233	-	-	-	-	27	1,109	94	3	-	...	...	
構 成 比 (%)	総 数	100.0	2.6	9.1	9.6	21.8	10.8	22.0	10.7	7.5	4.8	1.0	0.0	
	1号観察	100.0	-	-	-	-	-	50.5	22.0	14.6	9.5	3.3	...	
	うち、特定1号	100.0	-	-	-	-	-	100.0	...	...	...	...	...	
	2号観察	100.0	1.1	0.7	7.7	30.7	16.2	21.3	13.0	7.2	1.8	0.3	...	
	SE・SA対象者以外（特定2号除く）	100.0	1.2	0.8	8.5	33.6	15.0	20.0	12.3	6.7	1.7	0.2	...	
	SE・SA対象者以外（特定2号）	-	-	-	-	-	-	-	-	...	...	...	...	
	SE・SA対象者（特定2号除く）	100.0	-	-	2.1	10.0	25.7	25.7	20.0	12.1	2.9	1.4	...	
	SE・SA対象者（特定2号）	100.0	-	-	-	-	22.2	72.2	5.6	...	...	...	...	
	3号観察	100.0	5.0	17.8	17.9	38.8	18.8	1.5	0.1	-	-	-	0.1	
	一部猶予	100.0	8.0	19.3	24.6	33.6	14.1	0.3	0.2	-	-	-	-	
	入 所 度 数	初 度	100.0	3.2	12.0	10.7	40.4	30.7	2.8	0.1	-	-	-	0.1
		2 度	100.0	6.3	21.5	24.6	39.2	8.0	0.5	-	-	-	-	-
		3 度	100.0	5.9	22.1	24.1	40.4	7.4	0.1	-	-	-	-	0.1
		4度以上	100.0	7.8	26.5	26.7	34.4	4.4	0.1	0.0	-	-	-	0.0
		4号観察	100.0	-	-	-	-	0.9	39.1	25.6	20.6	13.7	...	...
一部猶予	100.0	-	-	-	-	2.2	89.9	7.6	0.2	-	...	...		

(5) 年齡 (20 表参照)

令和４年における交通短期及び更生指導を除く開始人員の種別ごとの年齢層は、第 14 表のとおりである。

種別ごとに最も多い年齢層を見ると、1号観察は18・19歳で50.5%（前年は54.2%）、2号観察は18・19歳で47.5%（前年は46.8%）、3号観察は40～49歳で26.1%（前年は26.7%）、4号観察は40～49歳で27.6%（前年は28.1%）となっている。

第 14 表 開始人員の年齢層

年 齢	1号観察			2号観察		
	人員	構成比 (%)		人員	構成比 (%)	
総 数	5,973	100.0	(100.0)	1,359	100.0	(100.0)
15歳以下	765	12.8	(10.9)	27	2.0	(3.5)
16・17歳	2,192	36.7	(34.9)	276	20.3	(19.2)
18・19歳	3,016	50.5	(54.2)	645	47.5	(46.8)
20歳以上	-	-	(-)	411	30.2	(30.6)
年 齢	3号観察			4号観察		
	人員	構成比 (%)		人員	構成比 (%)	
総 数	10,636	100.0	(100.0)	2,893	100.0	(100.0)
19歳以下	-	-	(-)	3	0.1	(0.0)
20～29歳	1,515	14.2	(13.7)	572	19.8	(20.0)
30～39歳	2,337	22.0	(23.1)	607	21.0	(23.0)
40～49歳	2,772	26.1	(26.7)	798	27.6	(28.1)
50～59歳	2,244	21.1	(20.0)	554	19.1	(17.2)
60歳以上	1,768	16.6	(16.4)	359	12.4	(11.7)

(注) 構成比の()内は、前年の構成比である。

2 保護観察の終了

(1) 終了人員の推移等 (3～7表、26表参照)

令和4年において、全国の保護観察所で取り扱った保護観察の終了人員（移送を除く。以下同じ。）総数は26,128人である。種別ごとに見ると、1号観察が9,779人（終了人員総数の37.4%）、2号観察が1,677人（同6.4%）、3号観察が10,868人（同41.6%）、4号観察が3,804人（同14.6%）、5号観察が0人（同0.0%）である。また、1号観察のうち、交通短期の終了人員は2,588人（1号観察終了人員の26.5%）、特定1号の終了人員は462人（同終了人員の4.7%）となっており、3号観察のうち、一部猶予の終了人員は、1,068人（3号観察終了人員の9.8%）、4号観察のうち、一部猶予の終了人員は、1,485人（4号観察終了人員の39.0%）となっている。

最近13年間の種別ごとの終了人員の推移は、第15表のとおりである。

第 15 表 保護観察の終了人員の推移

種 別		平成22年	23	24	25	26	27	28
人 員 数	総 数	48,715	47,293	46,012	43,306	41,655	40,001	38,040
	1号観察	26,090	24,969	23,678	21,680	20,785	19,578	17,941
	うち、短期	3,572	3,595	3,542	3,168	2,929	2,804	2,306
	うち、交通短期	9,538	8,902	8,064	7,347	7,003	6,365	6,213
	うち、特定1号	...	...	...	...	...	...	...
	うち、更生指導	...	...	...	...	...	...	...
	2号観察	4,020	3,882	3,681	3,354	3,312	3,250	3,169
	うち、SE・SA対象者	1,212	1,027	972	858	827	762	680
	うち、特定2号	...	...	...	...	...	...	...
	3号観察	14,481	14,599	14,948	14,751	14,173	13,751	13,506
	うち、一部猶予	...	...	...	...	...	...	-
	4号観察	4,124	3,843	3,703	3,521	3,384	3,422	3,424
	うち、一部猶予	...	...	...	...	...	...	-
	5号観察	-	-	2	-	1	-	-
指 数	総 数	100	97	94	89	86	82	78
	1号観察	100	96	91	83	80	75	69
	うち、短期	100	101	99	89	82	78	65
	うち、交通短期	100	93	85	77	73	67	65
	2号観察	100	97	92	83	82	81	79
	うち、SE・SA対象者	100	85	80	71	68	63	56
	3号観察	100	101	103	102	98	95	93
	4号観察	100	93	90	85	82	83	83

種 別		平成29年	30	令和元年	2	3	4	構成比(%)
人 員 数	総 数	35,166	32,592	30,369	28,339	27,687	26,128	100.0
	1号観察	16,100	14,131	12,742	11,154	11,182	9,779	37.4
	うち、短期	1,898	1,768	1,471	1,275	1,356	1,016	3.9
	うち、交通短期	5,516	4,598	4,186	3,495	3,612	2,588	9.9
	うち、特定1号	...	...	...	...	...	462	1.8
	うち、更生指導	...	...	...	...	...	625	2.4
	2号観察	2,859	2,672	2,292	2,144	1,808	1,677	6.4
	うち、SE・SA対象者	575	478	401	343	270	230	0.9
	うち、特定2号	...	...	...	...	...	-	-
	3号観察	12,876	12,388	11,881	11,437	10,874	10,868	41.6
	うち、一部猶予	172	359	1,148	1,243	1,062	1,068	4.1
	4号観察	3,330	3,401	3,454	3,604	3,823	3,804	14.6
	うち、一部猶予	-	75	412	960	1,404	1,485	5.7
	5号観察	1	-	-	-	-	-	-
指 数	総 数	72	67	62	58	57	54	...
	1号観察	62	54	49	43	43	37	...
	うち、短期	53	49	41	36	38	28	...
	うち、交通短期	58	48	44	37	38	27	...
	2号観察	71	66	57	53	45	42	...
	うち、SE・SA対象者	47	39	33	28	22	19	...
	3号観察	89	86	82	79	75	75	...
	4号観察	81	82	84	87	93	92	...

(注) 3～7表参照

(2) 保護観察の終了事由（4表、26表参照）

最近6年間の交通短期及び更生指導を除く保護観察終了者の種別ごとの終了事由別人員の推移は、第16表、第17表、第19表及び第20表のとおりである。

ア 1号観察

令和4年における1号観察のうち、交通短期の終了人員は2,588人であり、そのうち2,571人（99.3%）が保護観察を解除されており、また、更生指導の終了人員は625人であり、そのうち608人（97.3%）が保護観察を解除されている。これは、交通短期及び更生指導が集団処遇や生活状況の報告等の方法により、再非行など行状に特段の問題が認められなければ、通常3、4か月で保護観察を解除する運用がなされていることによる。

令和４年における交通短期及び更生指導を除く１号観察終了者 6,566 人の終了事由別内訳は、期間満了が 919 人（交通短期及び更生指導を除く１号観察終了者の 14.0％）、解除が 4,740 人（同 72.2％）、保護処分取消しが 901 人（同 13.7％）、その他（死亡等）が 6 人（同 0.1％）である。

なお、保護観察の解除とは、保護観察を継続する必要がなくなったと認められるときに、保護観察所の長が期間途中で保護観察を終了するものであり、保護処分取消しとは、保護観察中の再非行等により新たに保護処分に付されたときなどに、家庭裁判所が当初の保護処分を取り消すものである。

第 16 表 交通短期及び更生指導を除く１号観察終了者の終了事由別人員の推移

年 次		総 数	期間満了	解 除	保護処分取消し	その他
人 員	平成29年	10,584	1,156	7,940	1,476	12
	30	9,533	1,165	7,080	1,266	22
	令和元年	8,556	1,092	6,316	1,130	18
	2	7,659	1,015	5,621	1,006	17
	3	7,570	1,003	5,629	926	12
	4	6,566	919	4,740	901	6
指 数	平成29年	100	100	100	100	100
	30	90	101	89	86	183
	令和元年	81	94	80	77	150
	2	72	88	71	68	142
	3	72	87	71	63	100
	4	62	79	60	61	50
構 成 比 (％)	平成29年	100.0	10.9	75.0	13.9	0.1
	30	100.0	12.2	74.3	13.3	0.2
	令和元年	100.0	12.8	73.8	13.2	0.2
	2	100.0	13.3	73.4	13.1	0.2
	3	100.0	13.2	74.4	12.2	0.2
	4	100.0	14.0	72.2	13.7	0.1

（注） 26 表参照

イ ２号観察

令和４年における２号観察終了者 1,677 人の終了事由別内訳は、期間満了が 1,354 人（２号観察終了者の 80.7％）、退院が 131 人（同 7.8％）、戻し収容が 3 人（同 0.2％）、仮退院取消しが 0 人、保護処分取消しが 184 人（同 11.0％）、その他（死亡等）が 5 人（同 0.3％）である。

なお、退院とは、保護観察を継続する必要がなくなったと認められるときに、地方更生保護委員会が期間途中で保護観察を終了するものである。また、戻し収容とは、特定２号を除く２号観察対象者が保護観察中に遵守事項を遵守しなかったと認められるときに、家庭裁判所が少年院に戻して収容すべき旨の決定を行うものであり、仮退院取消しとは、特定２号が保護観察中に遵守事項を遵守しなかったと認めるときに、地方更生保護委員会が仮退院を取り消すものである。

第 17 表 2 号観察終了者の終了事由別人員の推移

年 次		総 数	期間満了	退 院	戻し収容	仮退院 取消し	保護処分 取消し	その他
人 員	平成29年	2,859	2,011	431	7	…	403	7
	30	2,672	1,925	362	5	…	375	5
	令和元年	2,292	1,727	255	6	…	299	5
	2	2,144	1,645	196	3	…	295	5
	3	1,808	1,448	135	4	…	213	8
	4	1,677	1,354	131	3	－	184	5
指 数	平成29年	100	100	100	100	…	100	100
	30	93	96	84	71	…	93	71
	令和元年	80	86	59	86	…	74	71
	2	75	82	45	43	…	73	71
	3	63	72	31	57	…	53	114
	4	59	67	30	43	…	46	71
構 成 比 (%)	平成29年	100.0	70.3	15.1	0.2	…	14.1	0.2
	30	100.0	72.0	13.5	0.2	…	14.0	0.2
	令和元年	100.0	75.3	11.1	0.3	…	13.0	0.2
	2	100.0	76.7	9.1	0.1	…	13.8	0.2
	3	100.0	80.1	7.5	0.2	…	11.8	0.4
	4	100.0	80.7	7.8	0.2	－	11.0	0.3

(注) 26 表 参照

2 号観察終了者の終了事由別の少年院における処遇区分は、第 18 表のとおりである。

第 18 表 2 号観察終了者の終了事由別の少年院内処遇区分

終了事由	SE・SA対象者以外		SE・SA対象者	
	人員	構成比 (%)	人員	構成比 (%)
総 数	1,447	100.0	230	100.0
期間満了	1,193	82.4	161	70.0
退 院	90	6.2	41	17.8
戻し収容	3	0.2	－	－
仮退院取消し	－	－	－	－
保護処分取消し	157	10.9	27	11.7
その他	4	0.3	1	0.4

(注) 26 表 参照

ウ 3 号観察

令和 4 年における 3 号観察終了者 10,868 人の終了事由別内訳は、期間満了が 10,466 人（3 号観察終了者の 96.3％）、不定期刑終了が 0 人、仮釈放取消しが 356 人（同 3.3％）、停止中時効完成が 4 人（同 0.0％）、その他（死亡、恩赦等）が 42 人（同 0.4％）である。

なお、不定期刑終了とは、刑の短期を経過した不定期刑仮釈放者について保護観察を継続する必要がなくなったと認めるときに、地方更生保護委員会が刑の執行を受け終わったものとするものであり、仮釈放取消しとは、保護観察中に犯罪をしたときや遵守事項を遵守しなかったときに、地方更生保護委員会が仮釈放を取り消すものであり、その場合は仮釈放期間の全部について再び服役することになる。

第 19 表 3 号観察終了者の終了事由別人員の推移

年 次		総 数	期間満了	不定期刑 終了	仮釈放 取消し	停止中 時効完成	その他
人 員	平成29年	12,876	12,268	－	560	5	43
	30	12,388	11,818	－	534	1	35
	令和元年	11,881	11,400	－	446	5	30
	2	11,437	10,913	－	492	2	30
	3	10,874	10,466	－	370	2	36
	4	10,868	10,466	－	356	4	42
指 数	平成29年	100	100	－	100	100	100
	30	96	96	－	95	20	81
	令和元年	92	93	－	80	100	70
	2	89	89	－	88	40	70
	3	84	85	－	66	40	84
	4	84	85	－	64	80	98
構 成 比 (％)	平成29年	100.0	95.3	－	4.3	0.0	0.3
	30	100.0	95.4	－	4.3	0.0	0.3
	令和元年	100.0	96.0	－	3.8	0.0	0.3
	2	100.0	95.4	－	4.3	0.0	0.3
	3	100.0	96.2	－	3.4	0.0	0.3
	4	100.0	96.3	－	3.3	0.0	0.4

(注) 26 表参照

エ 4 号観察

令和 4 年における 4 号観察終了者 3,804 人の終了事由別内訳は、期間満了が 2,850 人（4 号観察終了者の 74.9％）、刑の執行猶予の取消しが 833 人（同 21.9％）、その他（死亡等）が 121 人（同 3.2％）である。

なお、刑の執行猶予の取消しとは、保護観察中に犯罪をしたり遵守事項を遵守せずその情状が重いとき（4 号観察のうち、一部猶予については、犯罪をしたり遵守事項を遵守しなかったとき）に、裁判所が刑の執行猶予の言渡しを取り消すものである。令和 4 年中に刑の執行猶予の取消しにより保護観察を終了した 833 人の取消事由別の内訳は、保護観察中に更に罪を犯し禁錮以上の実刑が確定したことによるものが 717 人（刑の執行猶予の取消しによる終了人員の 86.1％）、保護観察中に遵守事項を遵守しなかったことによるもの（保護観察中に更に罪を犯したが、その犯罪について捜査中、公判中又は判決言渡し後確定前の者を含む。）が 112 人（同 13.4％）、保護観察前の余罪について禁錮以上の実刑が確定したことによるものが 4 人（同 0.5％）である。

第 20 表 4 号観察終了者の終了事由別人員の推移

年 次		総 数	期間満了	刑の執行猶予 の取消し	その他
人 員	平成29年	3,330	2,414	825	91
	30	3,401	2,533	749	119
	令和元年	3,454	2,493	871	90
	2	3,604	2,595	909	100
	3	3,823	2,803	921	99
	4	3,804	2,850	833	121
指 数	平成29年	100	100	100	100
	30	102	105	91	131
	令和元年	104	103	106	99
	2	108	107	110	110
	3	115	116	112	109
	4	114	118	101	133
構 成 比 (％)	平成29年	100.0	72.5	24.8	2.7
	30	100.0	74.5	22.0	3.5
	令和元年	100.0	72.2	25.2	2.6
	2	100.0	72.0	25.2	2.8
	3	100.0	73.3	24.1	2.6
	4	100.0	74.9	21.9	3.2

(注) 26 表参照

(1) 年末現在保護観察中の人員の推移

第 21 表 年末現在保護観察中の人員の推移

種 別		平成29年	30	令和元年	2	3	4	構成比(%)
人 員	総 数	30,770	29,019	27,832	26,707	24,645	22,511	100.0
	1号観察	12,833	11,645	10,727	10,315	9,063	8,389	37.3
	うち、短期	1,138	950	850	910	659	472	2.1
	うち、交通短期	1,597	1,433	1,273	1,290	1,094	502	2.2
	うち、特定1号	…	…	…	…	…	2,247	10.0
	うち、更生指導	…	…	…	…	…	513	2.3
	2号観察	3,262	2,736	2,496	2,044	1,797	1,477	6.6
	うち、SE・SA対象者	698	582	496	391	298	225	1.0
	うち、特定2号	…	…	…	…	…	18	0.1
	3号観察	4,820	4,731	4,490	4,249	4,205	3,973	17.6
	うち、一部猶予	111	312	362	320	348	281	1.2
	4号観察	9,855	9,907	10,119	10,099	9,580	8,672	38.5
	うち、一部猶予	248	1,146	2,150	2,688	2,608	2,359	10.5
	5号観察	-	-	-	-	-	-	-
	指 数	総 数	69	65	62	59	55	50
1号観察		58	53	49	47	41	38	…
うち、短期		49	41	37	39	28	20	…
うち、交通短期		47	42	38	38	32	15	…
2号観察		64	53	49	40	35	29	…
うち、SE・SA対象者		43	35	30	24	18	14	…
3号観察		81	79	75	71	70	67	…
4号観察		84	84	86	86	81	74	…

令和４年末現在保護観察中の者の種別ごとの状態別人員は、第２２表のとおりである。

1号観察の一時解除とは、保護観察所の長がその者の改善更生に資すると認めるときに、期間を定めて、保護観察を一時的に解除するものである。4号観察の仮解除とは、健全な生活態度を保持し、善良な社会の一員として自立し、改善更生することができると認めるときに、地方更生保護委員会が、保護観察所の長の申出に基づき、決定をもって行うものである。なお、仮解除は保護観察の実質的内容である指導監督及び補導援護を実施しないが、解除や退院と異なり、仮解除中の行状によっては、必要があれば再び保護観察を開始することができる。また、身柄拘束とは、保護観察中の再犯・再非行等により法令による身柄の拘束を受けている状態である。

3号観察において所在不明の者の比率が高いのは、その他の種別については、所在不明のまま当初に定められた保護観察期間が経過すれば保護観察は終了するのに対し、3号観察は、法に基づき、保護観察中に所在不明となったときに、所在が判明するか刑の時効が完成するまでの間、刑期の進行を止めて所在調査を継続するためである。

第 22 表 令和 4 年末現在保護観察中の者の状態別人員

種 別		総 数	対前年比 (%)	保護観察 実施中	一時解除	仮解除	所在不明	身柄拘束
人 員	総 数	22,511	-8.7	21,798	1	60	199	453
	1号観察	8,389	-7.4	8,228	1	…	34	126
	2号観察	1,477	-17.8	1,432	…	…	14	31
	3号観察	3,973	-5.5	3,854	…	…	94	25
	4号観察	8,672	-9.5	8,284	…	60	57	271
構 成 比 (%)	総 数	100.0	…	96.8	0.0	0.3	0.9	2.0
	1号観察	100.0	…	98.1	0.0	…	0.4	1.5
	2号観察	100.0	…	97.0	…	…	0.9	2.1
	3号観察	100.0	…	97.0	…	…	2.4	0.6
	4号観察	100.0	…	95.5	…	0.7	0.7	3.1

4 保護観察中の犯罪・非行（31 表、44 表参照）

令和 4 年における交通短期及び更生指導を除く保護観察終了者のうち、保護観察中の犯罪・非行により刑事処分又は保護処分に付された者（以下その比率を「再処分率」という。）は、第 23 表のとおりである（なお、仮釈放又は刑の執行猶予の言渡しを取り消された者については、26 表を参照）。

再処分率の種別ごとの内訳を見ると、4号観察が 22.9%（前年は 24.9%）、1号観察が 17.8%（同 16.1%）、2号観察が 16.8%（同 17.5%）、3号観察が 0.3%（同 0.3%）の順となっている。

保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者について、種別ごとの処分の構成比を見ると、1号観察では少年院に送致された者が 47.5%、再び1号観察に付された者が 37.8%、罰金に処せられた者が 5.9%、2号観察では再び少年院に送致された者が 60.1%、1号観察に付された者が 30.2%、3号観察では懲役又は禁錮の全部実刑に処せられた者が 9.1%、罰金に処せられた者が 33.3%、4号観察では懲役又は禁錮の全部実刑に処せられた者が 80.0%、罰金に処せられた者が 7.7%となっている。

第 23 表 保護観察終了者の保護観察中の犯罪・非行による処分

種 別		保護観察 終了者 (A)	保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者										再処分率 (B) — ×100 (A)
			計 (B)	懲役・禁錮			少年院 送 致	1号 観 察	罰 金	拘留 ・ 科 料	起訴 猶 予	その他	
				全部実刑	一部猶予	全部猶予							
人 員	総 数	22,915	2,355	726	26	70	724	527	162	3	117	—	10.3
	1号観察	6,566	1,168	21	1	65	555	442	69	—	15	—	17.8
	2号観察	1,677	281	4	—	4	169	85	15	—	4	—	16.8
	3号観察	10,868	33	3	—	—	…	…	11	—	19	—	0.3
	4号観察	3,804	873	698	25	1	…	…	67	3	79	—	22.9
構 成 比 (%) ()	総 数	…	100.0	30.8	1.1	3.0	30.7	22.4	6.9	0.1	5.0	—	…
	1号観察	…	100.0	1.8	0.1	5.6	47.5	37.8	5.9	—	1.3	—	…
	2号観察	…	100.0	1.4	—	1.4	60.1	30.2	5.3	—	1.4	—	…
	3号観察	…	100.0	9.1	—	—	…	…	33.3	—	57.6	—	…
	4号観察	…	100.0	80.0	2.9	0.1	…	…	7.7	0.3	9.0	—	…

(注) 1 保護観察中に再犯若しくは再非行をしても期間中に刑事処分が確定しなかった者又は保護処分の決定を受けなかった者及び不処分又は審判不開始の決定を受けた者は、本表において保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者に含めていない。

2 44 表参照

令和 4 年における交通短期及び更生指導を除く保護観察終了者の種別ごとの保護観察開始時の罪名・非行名別の再処分率は、第 24 表のとおりである。

種別ごとの内訳を見ると、1号観察では、暴力行為等処罰に関する法律（25.0％）、窃盗（23.9％）、2号観察では、窃盗（22.9％）、傷害及び恐喝（19.4％）の順で再処分率が高くなっている。3号観察では、他の種別に比べて再処分率は全般に低率である。4号観察では、他の種別と比較して再処分率は全般に高率であり、恐喝（36.8％）、窃盗（28.9％）の順で再処分率が高くなっている。

第 24 表 保護観察終了者の開始時罪名・非行名別再処分率

罪名・非行名	1号観察		2号観察		3号観察		4号観察	
	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)
総 数	6,566	17.8	1,677	16.8	10,868	0.3	3,804	22.9
刑法犯	4,455	19.5	1,337	18.0	6,758	0.3	1,787	24.2
強制わいせつ・強制性交等	180	7.8	93	11.8	314	0.3	171	14.6
殺人	8	12.5	18	5.6	117	0.9	24	12.5
傷害	959	22.7	320	19.4	318	0.6	237	17.7
業務上過失致死傷	447	6.9	34	14.7	154	－	54	13.0
窃盗	1,737	23.9	455	22.9	3,610	0.3	792	28.9
強盗	48	20.8	118	11.0	347	0.9	60	21.7
詐欺	267	13.5	128	8.6	1,267	0.2	126	22.2
恐喝	166	14.5	72	19.4	55	－	19	36.8
暴力行為等処罰に関する法律	36	25.0	9	11.1	28	－	10	20.0
その他	607	18.3	90	21.1	548	－	294	26.2
特別法犯	2,057	14.1	295	10.8	4,110	0.3	2,017	21.8
覚醒剤取締法	25	16.0	48	6.3	3,285	0.3	1,629	22.7
道路交通法	1,153	15.7	88	18.2	391	－	139	14.4
毒物及び劇物取締法	3	－	－	－	15	－	6	16.7
その他	876	12.0	159	8.2	419	0.2	243	20.2
ぐ犯	54	16.7	41	17.1	...	...	...	...
施設送致申請	－	－	4	－	...	...	...	...

- （注） 1 保護観察中に再犯若しくは再非行をしても期間中に刑事処分が確定しなかった者又は保護処分の決定を受けなかった者及び不処分又は審判不開始の決定を受けた者は、本表において保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者に含まない。ただし、起訴猶予処分を受けた者はこれに含む。
- 2 「強制わいせつ・強制性交等」には強制わいせつ・同致死傷及び強制性交等・同致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「業務上過失致死傷」には重過失致死傷及び過失運転致死傷を、「強盗」には強盗致死傷、強盗・強制性交等及び同致死を、それぞれ含む。

5 生活環境の調整の実施状況（54～56 表参照）

令和 4 年において、全国の保護観察所で取り扱った収容中の者に対する生活環境調整の開始及び終了人員は、第 25 表のとおりである。

開始人員（身上調査書等の受理、地方更生保護委員会からの生活環境の調整の求めを受けて開始した者又は要調整事項等通知書の送付を受けて開始した者の延べ人員。少年院における短期処遇と長期処遇との間の移行は含まれない。以下同じ。）の総数は 30,650 人であり、前年に比べ 3,322 人（9.8％）減少している。内訳を見ると、受刑者が 28,566 人で 3,204 人（10.1％）減少し、少年院在院者は 2,084 人で 118 人（5.4％）減少し、婦人補導院在院者は 0 人（前年 0 人）となっている。

終了人員（少年院における短期処遇と長期処遇との間の移行は含まれない。）は 33,322 人であり、前年に比べ 1,756 人（5.0％）減少している。内訳を見ると、受刑者が 31,169 人で前年に比べ 1,468 人（4.5％）減少し、少年院在院者は 2,153 人で前年に比べ 288 人（11.8％）減少している。婦人補導院在院者は 0 人（前年 0 人）である。

また、少年院における SE・SA 対象者と SE・SA 対象者以外との間の移行が 0 人であり、更生保護法第 83 条に基づく 4 号観察言渡し後確定前の者に対する生活環境の調整の開始人員が 38 人、少年法第 24 条第 2 項に基づく 1 号観察中又は少年院在院中の者に対する生活環境の調整の開始人員が 143 人、同じく少年法第 64 条第 5 項に基づく 1 号観察中又は少年院在院中の者に対する生活環境の調整の開始人員が 67 人である。

第 25 表 収 容 中 の 生 活 環 境 調 整 の 開 始 及 び 終 了 人 員

種 別	前年から繰越し	開 始 等					終 了 等			年末現在継続中
		総 数	身 上 調 査 書	求生活 環境調整	要調整 事項等 通知書	SE・SA対象者又は SE・SA対象者以外 から移行	総 数	終 了	SE・SA対象者又は SE・SA対象者以外 に移行	
総 数	35,647	30,780	30,098	23	659	—	31,892	31,892	—	34,535
受 刑 者	34,231	28,507	27,843	23	641	…	29,785	29,785	…	32,863
少年院・婦人補導院在院者	1,416	2,273	2,255	—	18	—	2,017	2,017	—	1,672

6 補導援護・応急の救護及び更生緊急保護の実施状況

(1) 更生緊急保護の申出人員（57 表 参照）

令和 4 年において、全国の保護観察所で更生緊急保護の申出を受けた人員の総数は 7,506 人であり、前年に比べ 51 人(0.7%)減少している。内訳を見ると、刑の執行終了が 5,076 人(前年比 137 人(2.6%)減)、刑の執行猶予が 1,019 人(同 87 人(9.3%)増)、起訴猶予が 887 人(同 39 人(4.6%)増)、罰金・科料が 347 人(同 42 人(10.8%)減)、労役場出場者・仮出場者が 145 人(同 6 人(4.3%)増)、少年院退院者・仮退院者が 32 人(同 3 人(8.6%)減)となっている。

(2) 自庁保護の実施状況（58 表 参照）

最近 6 年間の自庁保護実施人員（全国の保護観察所が直接、補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置を実施した人員）の推移は、第 26 表のとおりである。

令和 4 年において、自庁保護実施人員の総数は 9,690 人であり、前年に比べ 211 人(2.1%)減少している。内訳を見ると、補導援護・応急の救護が 4,700 人(実施人員総数の 48.5%)で前年に比べ 139 人(2.9%)減少しており、更生緊急保護が 4,990 人(実施人員総数の 51.5%)で前年に比べ 72 人(1.4%)減少している。

第 26 表 自 庁 保 護 実 施 人 員 の 推 移

種 別		平成29年	30	令和元年	2	3	4	構成比(%)
人 員	総 数	13,425	12,908	12,206	10,460	9,901	9,690	100.0
	補導援護・応急の救護	5,823	5,644	5,302	4,883	4,839	4,700	48.5
	更生緊急保護	7,602	7,264	6,904	5,577	5,062	4,990	51.5
指 数	総 数	100	96	91	78	74	72	…
	補導援護・応急の救護	100	97	91	84	83	81	…
	更生緊急保護	100	96	91	73	67	66	…

(注) 1 人について 2 以上の措置を実施した場合は延べ人員で計上している。

補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置を実施した人員の措置別内訳を見ると、宿泊が 33 人(前年比 1 人(2.9%)減)、食事給与が 304 人(同 73 人(19.4%)減)、衣料給与が 1,138 人(同 26 人(2.2%)減)、医療援助が 4 人(同 10 人(71.4%)減)、旅費給与が 307 人(同 30 人(8.9%)減)、一時保護事業を営む者へのあっせんが 2,238 人(同 34 人(1.5%)減)となっている。

なお、同一人に対する 2 以上の保護の措置は、措置別にそれぞれ計上されている。

(3) 委託保護の実施状況（59 表、65 表、67 表 参照）

最近 6 年間の委託保護実施人員の推移は、第 27 表のとおりである。

令和 4 年において、更生保護施設又はそれ以外への委託による補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置（宿泊場所の供与）の実施人員の総数は 10,160 人であり、前年に比べ 237 人(2.3%)減少している。このうち、前年から引き続いて実施した人員は 1843 人(総数の 18.1%)であり、令和 4 年に新たに開始した人員は 8,317 人(同 81.9%)である。また、新たに開始した者について、委託先別の内

訳を見ると、更生保護施設委託が 6,706 人、それ以外への委託が 1,611 人であり、更に更生保護施設委託のうち、補導援護・応急の救護が 4,153 人、更生緊急保護が 2,553 人であり、それ以外への委託のうち、補導援護・応急の救護が 556 人、更生緊急保護が 1,055 人である。

また、令和 4 年において、更生保護施設又はそれ以外への委託による補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置（宿泊場所の供与）の終了人員の総数は 8,354 人で、前年に比べ 200 人（2.3％）減少している。委託先別の内訳を見ると、更生保護施設委託が 6,767 人、それ以外への委託が 1,587 人であり、更に更生保護施設委託のうち、補導援護・応急の救護が 4,215 人、更生緊急保護が 2,552 人であり、それ以外への委託のうち、補導援護・応急の救護が 549 人、更生緊急保護が 1,038 人である。

第 27 表 委託保護実施人員の推移

種 別		平成29年	30	令和元年	2	3	4	構成比(%)
人員	総 数	10,882	11,263	11,696	10,822	10,397	10,160	100.0
	補導援護・応急の救護	6,170	6,276	6,494	6,227	6,009	5,880	57.9
	更生緊急保護	4,712	4,987	5,202	4,595	4,388	4,280	42.1
指数	総 数	100	104	107	99	96	93	…
	補導援護・応急の救護	100	102	105	101	97	95	…
	更生緊急保護	100	106	110	98	93	91	…

（注） 59 表 参照

この宿泊供与の委託終了者のうち、更生緊急保護の終了者 3,590 人の区分別の宿泊保護日数は、第 28 表のとおりである。

第 28 表 更生緊急保護における宿泊供与の委託終了者の宿泊保護日数

終了者区分		総 数	5日 以内	10日 以内	20日 以内	1月 以内	2月 以内	3月 以内	6月 以内
人 員	総 数	3,590	358	176	364	273	475	456	1,488
	刑の執行終了者	2,286	218	102	167	186	327	325	961
	刑の執行猶予者	581	67	33	158	22	59	45	197
	うち、一部猶予者	-	-	-	-	-	-	-	-
	起 訴 猶 予 者	465	52	23	24	44	56	57	209
	罰金受刑者・科料受刑者	168	13	11	8	16	25	19	76
	労役場出場者・仮出場者	63	5	6	7	4	5	7	29
	少年院退院者・仮退院者	27	3	1	-	1	3	3	16
構 成 比 （ ％ ）	総 数	100.0	10.0	4.9	10.1	7.6	13.2	12.7	41.4
	刑の執行終了者	100.0	9.5	4.5	7.3	8.1	14.3	14.2	42.0
	刑の執行猶予者	100.0	11.5	5.7	27.2	3.8	10.2	7.7	33.9
	うち、一部猶予者	-	-	-	-	-	-	-	-
	起 訴 猶 予 者	100.0	11.2	4.9	5.2	9.5	12.0	12.3	44.9
	罰金受刑者・科料受刑者	100.0	7.7	6.5	4.8	9.5	14.9	11.3	45.2
	労役場出場者・仮出場者	100.0	7.9	9.5	11.1	6.3	7.9	11.1	46.0
	少年院退院者・仮退院者	100.0	11.1	3.7	-	3.7	11.1	11.1	59.3

（注） 67 表 参照

宿泊供与の委託終了者のうち、更生緊急保護の終了者 3,590 人の入所事由は第 29 表のとおりである。入所事由の内訳を見ると、頼るべき親族なしが全体の 78.6％、次に、親族が引受けを拒否が 10.1％、親族と同居を望まざが 9.2％の順となっている。

第 29 表 更生緊急保護における宿泊供与の委託終了者の入所事由

終了者区分		総 数	頼るべき 親族なし	親族が引受 けを拒否	親族と同居を 望まず	生活訓練を 受けるため	その他
人 員	総 数	3,590	2,822	361	332	34	41
	刑の執行終了者	2,286	1,793	217	227	18	31
	刑の執行猶予者	581	451	71	44	9	6
	うち、一部猶予者	-	-	-	-	-	-
	起 訴 猶 予 者	465	374	39	45	3	4
	罰金受刑者・科料受刑者	168	139	20	7	2	-
	労役場出場者・仮出場者	63	53	4	4	2	-
	少年院退院者・仮退院者	27	12	10	5	-	-
構 成 比 (%) ()	総 数	100.0	78.6	10.1	9.2	0.9	1.1
	刑の執行終了者	100.0	78.4	9.5	9.9	0.8	1.4
	刑の執行猶予者	100.0	77.6	12.2	7.6	1.5	1.0
	うち、一部猶予者	-	-	-	-	-	-
	起 訴 猶 予 者	100.0	80.4	8.4	9.7	0.6	0.9
	罰金受刑者・科料受刑者	100.0	82.7	11.9	4.2	1.2	-
	労役場出場者・仮出場者	100.0	84.1	6.3	6.3	3.2	-
	少年院退院者・仮退院者	100.0	44.4	37.0	18.5	-	-

(注) 65 表 参照

令和 4 年末現在委託保護中の人員の総数は 1,806 人で、前年に比べ 37 人（2.0％）減少しており、委託先別の内訳を見ると、更生保護施設委託が 1,445 人、それ以外への委託が 361 人となっている。また、更生保護施設委託（1,445 人）のうち、補導援護・応急の救護が 981 人（構成比 67.9％） 更生緊急保護が 464 人（同 32.1％）となっている。

7 生活環境調査事件、生活環境調整事件及び精神保健観察事件の処理状況（69～72 表 参照）

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号）第 19 条の規定により保護観察所において処理する生活環境調査、生活環境調整及び精神保健観察の各事件について、同法が施行された平成 17 年 7 月 15 日から令和 4 年末までの処理状況の推移は、第 30 表から第 32 表までのとおりである。

第 30 表 生活環境調査事件の処理状況の推移

年 次	開 始 件 数		終 結 件 数		年末現在係属件数
平成17年	131	(-)	75	(-)	56 (-)
18	378	(12)	359	(9)	75 (3)
19	449	(9)	432	(11)	92 (1)
20	398	(9)	410	(8)	80 (2)
21	315	(9)	330	(9)	65 (2)
22	389	(17)	382	(15)	72 (4)
23	431	(16)	413	(19)	90 (1)
24	375	(20)	403	(19)	62 (2)
25	396	(8)	387	(8)	71 (2)
26	367	(11)	368	(13)	70 (-)
27	339	(13)	351	(10)	58 (3)
28	362	(11)	353	(13)	67 (1)
29	388	(21)	372	(20)	83 (2)
30	308	(15)	335	(13)	56 (4)
令和元年	299	(8)	294	(11)	61 (1)
2	336	(11)	321	(12)	76 (-)
3	315	(8)	311	(4)	80 (4)
4	291	(8)	325	(12)	46 (-)
累 計	6,267	(206)	6,221	(206)	

- (注) 1 平成17年は、7月15日から12月31日までの間の件数である。
- 2 () 内の数は、医療観察法第33条第1項以外の申立てに係る件数であり、内数である。

第31表 生活環境調整事件の処理状況の推移

年次	開始件数	終結件数	年末現在係属件数
平成17年	47	(-)	47
18	191	32	206
19	253	99	360
20	259	145	474
21	210	215	469
22	246	186	529
23	280	167	642
24	263	237	668
25	276	202	742
26	267	239	770
27	261	303	728
28	243	246	725
29	277	246	756
30	246	264	738
令和元年	223	206	755
2	239	201	793
3	249	226	816
4	259	241	834
累計	4,289	3,455	

- (注) 1 平成17年は、7月15日から12月31日までの間の件数である。
- 2 開始件数及び終結件数は、移送によるものを含まない。

第 32 表 精神保健観察事件の処理状況の推移

年 次	開 始 件 数	終 結 件 数	年末現在係属件数
平成17年	19 <->	- <->	19 <->
18	108 <28>	5 <->	122 <28>
19	148 <73>	23 <5>	247 <96>
20	175 <114>	58 <17>	364 <193>
21	217 <166>	116 <37>	465 <322>
22	213 <151>	154 <85>	524 <388>
23	180 <140>	174 <119>	530 <409>
24	226 <188>	206 <162>	550 <435>
25	203 <165>	197 <144>	556 <456>
26	234 <203>	200 <151>	590 <508>
27	287 <254>	210 <173>	667 <589>
28	239 <204>	220 <183>	686 <610>
29	236 <205>	257 <222>	665 <593>
30	257 <232>	266 <238>	656 <587>
令和元年	200 <177>	235 <201>	621 <563>
2	202 <169>	247 <220>	576 <512>
3	211 <187>	231 <206>	556 <493>
4	227 <203>	199 <178>	584 <518>
累 計	3,582 <2,859>	2,998 <2,341>	

(注) 1 平成 17 年は、7 月 15 日から 12 月 31 日までの間の件数である。
2 開始件数及び終結件数は、移送によるものを含まない。
3 < > 内の数は、開始件数においては退院許可決定による件数、それ以外においては退院許可決定により開始された件数であり、内数である。

Ⅲ 恩赦

1 常時恩赦の受理人員（恩赦（以下記載を省略。）の1表参照）

令和4年において、常時恩赦の受理人員総数は66人で、前年に比べ23人（25.8％）減少している。受理人員の内訳は、第33表のとおりであり、旧受人員（前年からの繰越人員）が33人、新受人員が33人となっている。また、新受人員の上申庁別内訳は、保護観察所からが19人（前年11人）、刑事施設からが9人（同15人）、検察庁からが5人（同5人）となっている。

なお、恩赦には常時恩赦のほかに、内閣が一定の基準を示し一定の期間を限って行う特別基準恩赦（常時恩赦及び特別基準恩赦は、ともに中央更生保護審査会の個別審査を経て行われることから個別恩赦ともいう。）及び皇室の慶弔時等に政令によって一律に行う政令恩赦がある。

第33表 常時恩赦の受理人員

上申庁等	人員	対前年比 (%)	構成比 (%)
総 数	66	-25.8	100.0
旧 受	33	-43.1	50.0
新 受	33	6.5	50.0
保護観察所	19	72.7	28.8
刑 事 施 設	9	-40.0	13.6
検 察 庁	5	0.0	7.6

（注） 1表参照

2 常時恩赦の既済状況（1表参照）

令和4年において、常時恩赦の上申庁別既済状況を見ると、第34表のとおりである。

既済人員の総数は37人で、前年に比べると19人（33.9％）減少している。これを既済事由別に見ると、恩赦相当が12人（既済人員総数の32.4％）、恩赦不相当が25人（同67.6％）となっている。

第34表 常時恩赦の既済状況

上申庁		総 数	相 当					不相当	その他
			計	特赦	減刑	刑の執行 の免除	復権		
人 員	総 数	37	12	-	-	2	10	25	-
	保護観察所	15	10	-	-	2	8	5	-
	刑 事 施 設	17	-	-	-	-	-	17	-
	検 察 庁	5	2	-	-	-	2	3	-
構 成 比 (%)	総 数	100.0	32.4	-	-	5.4	27.0	67.6	-
	保護観察所	100.0	66.7	-	-	13.3	53.3	33.3	-
	刑 事 施 設	100.0	-	-	-	-	-	100.0	-
	検 察 庁	100.0	40.0	-	-	-	40.0	60.0	-

（注） 1表参照